

道路機械設備遠方監視システム改修工事(27-大管・神管) 随意契約理由書

1. 工 事 名 道路機械設備遠方監視システム改修工事(27-大管・神管)

2. 契 約 相 手 方 株式会社 日立製作所

3. 随 意 契 約 理 由

本工事は、新設する機械設備を遠隔監視及び制御を行うことができるよう、既設ネットワークへの接続と既設機械遠方監視装置(ソフトウェア)の改修を行うものである。
今回の改修作業は、機能上は既設ソフトウェアを構成している中の一部分の改修であるが、本中央装置の性質上、既設システムと一体となって機能するものであるためソフトウェア全体にかかる改修が必要となっている。よって、既設システムのハードウェア及びソフトウェアの内部構造を熟知していなければ、施工することができない。また、仮に他の者に施工させた場合、監視制御データの処理に不整合が生じ、システムダウンするなど既設システムの運用に著しい支障が生ずる恐れがあり、その場合の瑕疵担保責任の範囲も不明確となる。
そのため、本工事は既設システムを設計、施工、納入した者でなければ、実施することはできない。
標記業者は、既設システムを設計、施工、納入し、既設システムのハードウェア及びソフトウェアの内部構造を熟知しており、本工事を実施できる唯一の者であるため。